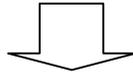


住宅瑕疵担保履行法

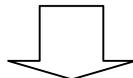
住宅瑕疵担保履行法とは

住宅瑕疵担保履行法が、平成21年10月1日よりスタートします。
この法律は、新築住宅を供給する事業者に対して、瑕疵の補修等が確実に行われるよう、**保険**
や供託を義務付けるものです。
(平成21年10月1日以降に引き渡される新築住宅が適用対象です。)
万一、事業者が倒産した場合等でも、2000万円までの補修費用の支払いが保険法人から受け
られます。また、10月1日より前でも任意で保険加入は可能です。



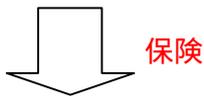
義務付けられる適用範囲

構造耐力上主要な部分と**雨水の侵入を防止する部分**が対象です。
これは、住宅品質確保法で定める10年の瑕疵担保責任の範囲と同じです。



資金力確保の方法

資金力確保には2つの方法があります。
一つは、売主等が自らの資力で供託所に預け置く方法(「**供託**」)と、住宅瑕疵担保責任保険法
人との間で保険契約を締結する方法(「**保険**」)です。



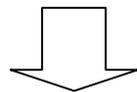
保険



供託

国土交通大臣が指定した「住宅瑕疵担保責任保
険法人」への申し込み、現場検査を受ける必要が
あります。また、施行住宅がそれぞれの保険法
人の定める**設計施工基準**を満たす必要がありま
す。

建設される施工主が、法務局へ保証金を供託いた
しますので、着工 竣工 引渡し の流れとなります。



設計施工基準

どちらの保険法人様も設計施工基準の中で、
(湿式の外壁仕上げ)下地は、ラス張り(**平ラスを除く**)とする。ただし、国土交通大臣の認定ま
たは指定を取得した外壁下地で、ラス網を必要としないモルタル下地専用のボードを用いる場
合はこの限りでない。
と、平ラスの除外規定が設けられております。

弊社では、あらゆる保険法人様の**設計施工
基準**を満たす商品を取り揃えておりますの
で、詳しくは**お問い合わせ**ください。